

医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画に関する取組事項

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇の改善のため、下記事項について取り組みを行っています。併せて、医師等の専門職が、医療の専門性を要する業務に専念できるよう、より効率的な業務運営を行うとともに、快適な職場環境の実現に努めてまいります。

【病院勤務医】 の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">○医師事務作業補助者の適正配置 (診断書の作成補助、診療に関するデータ整理、医師の教育や診療研修作業の補助業務等への適正配置)○予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 (当直表作成部署と該当医師との連携強化)○当直翌日の業務内容に対する配慮 (当直明け業務量の調整)○交替制勤務、複数主治医の実施 (夜勤・当直明け勤務免除の徹底、診療科別管理責任者の設置)○就業時間内での業務実施へ (病状の説明や手術・処置の説明は、救急や緊急時を除き、原則勤務時間内に行う。)
【看護職員】 の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">○入院支援準備室の充実 (予定入院患者への入院前オリエンテーション、患者情報把握とカルテ入力)○看護補助者の適切な配置と業務改善 (病棟間の協力体制の強化、横断的業務実施による業務改善)○時間外労働の適正化に向けた看護業務改善 (電子カルテ入力の場所の変更および業務分担の調整、休憩・仮眠場所の整備)○他部門との関連業務の改善 (臨床工学技士による医療機器の管理) (病棟薬剤師による薬剤管理等の他部門との連携) (入院時必要品のレンタルシステムの導入)○多様な勤務形態への対応 (介護休暇の活用、育児短時間勤務・部分休業の活用、復帰支援講習会の開催、会計年度任用職員の採用)
【医療従事者】 の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">○交替勤務の導入 (人員確保と新人教育)
【その他】	<ul style="list-style-type: none">○福利厚生の推進 (メンタルサポート体制周知) (健康増進のための職員対象人間ドック) (有給休暇、育児休暇、介護休暇等の取得の推進)